

「空き家」相談受付中

埼玉全域で**実施中!** 専門家チームが相談に応じます。

Q 埼玉県の空き家対策とは?

A 平成 26 年に埼玉県の空き家対策を推進するため、県及び市町村、関連事業者団体等で構成する埼玉県空き家対策連絡会議を設置。全県下の市町村への支援として、空き家バンク・移住支援策の紹介や国の空き家調査の手引きなどを周知するとともに、空き家対策に係る研修や意見交換を行うなどの取組を行っています。

埼玉県の空き家相談は無料です。



解決策はいろいろ

「空き家」の解決方法を、専門家が連携してアドバイス

管理

売買
賃貸

解体



- ・不動産事業者・管理事業者・解体事業者
- ・埼玉弁護士会
- ・埼玉司法書士会
- ・埼玉土地家屋調査士会
- ・その他

埼玉県全域で実施中!

詳細はホームページ <http://saitama.akiya-mado.jp>

電話によるご相談

☎ **048-615-3838**

水曜日を除く 10:00~17:00

窓口・メールによるご相談

(公財)日本賃貸住宅管理協会 埼玉県支部内「空き家相談窓口」

saitama-info@akiya-mado.jp

埼玉県さいたま市大宮区大成町 2 丁目 273-1 アップル AS ビル

<http://saitama.akiya-mado.jp>

<相談窓口受付時間>

午前 10 時から 17 時まで(水曜日を除く)



公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
埼玉県支部



空き家の管理・活用よくある質問

Q1 実家の建物を相続しましたが、空き家のままになっています。きちんと管理はしていますが、空き家特別措置法ができ、空き家は壊さなくてはならないと聞いたのですが本当ですか？

空き家特別措置法で取り壊し等の勧告の対象となる空き家は「特定空き家」と言われているものです。「特定空き家」は一年以上住んでいなく、管理のされていない空き家で、管理が不全の場合に市町村が決定します。管理が適正になされていれば「特定空き家」とはなりませんので取り壊しを求められることもありません。

Q2 空き家の放置が招く各種の問題とは？

空き家にしたまま維持管理もせずに放置しておくと、防犯・防災、倒壊、衛生、風・水・雪害、近隣からの苦情等があります。さらに住宅の劣化が進み居住できなくなるばかりか地域の景観を損なうことにもなりかねません。さらに倒壊時等の場合には管理責任が問われます。

Q3 空き家になることが分かってしまった場合の対応策とは？

空き家の相談窓口にご相談することで、管理、活用(売買、賃貸)及び解体など相談内容に応じた専門家への取次ぎについて、空き家相談・対応をワンストップサービスで致します。電話やメールでも可能です。

Q4 一人暮らしの母親が認知症になって施設に入所しました。実家が遠方で管理ができていません。どうすればいいのでしょうか。

第三者が本人に代わって財産管理や法律行為を行う「成年後見制度」を利用することが考えられます。この場合、家庭裁判所から選任される司法書士や弁護士らの後見人がお母様に代わって空き家を管理していきます。必要に応じて家庭裁判所の許可を得て、解体や売却を行うことも考えられます。

Q5 「空き家バンク」登録とは？

空き家の所有者が賃貸や売却希望については、「空き家バンク」に登録することで空き家を活用して定住等を希望する方に、空き家の有効活用と定住促進を図るものです。不動産団体から推薦の事業者を所有者が選択し、事業者が空き家バンクに物件を登録、空き家利用希望者に物件案内から契約まで行うサービス体制です。

Q6 埼玉県の空き家ホームページとは？

埼玉県の市町村の空き家関連データ及び所有者・活用者向けの空き家関連ニュースの自動掲載・空き家問題・相談の流れ・よくある質問(Q&A)各市区町村の各種補助金・助成金等の支援策をはじめ空き家対策への取組み情報を自治体ごとに取組みが検索できます。

埼玉県の空き家に関するご相談をお受けします

☎ 048-615-3838

受付時間

10:00～17:00(水曜日を除く)

窓口によるご相談

(公財)日本賃貸住宅管理協会 埼玉県支部内「空き家相談窓口」 saitama-info@akiya-mado.jp

埼玉県さいたま市大宮区大成町2丁目273-1 アップルASビル <http://saitama.akiya-mado.jp>